SHIGA BANK

第129期定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成28年６月24日（金曜日）午前10時

開催場所

大津市浜町１番38号　当行本店２階ホール

〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

目　次

第129期定時株主総会招集ご通知　・・・・1

添付書類

第129期事業報告・・・・・・・・・・・・・ 3

連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・・ 26

計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件・・・・・・36

第2号議案　取締役１名選任の件・・・・ 37

第3号議案　監査役２名選任の件・・・・ 38

インターネットによる議決権行使のお手続きについて・・40

株式会社 滋賀銀行

証券コード：8366

（証券コード8366）
平成28年６月３日

株主の皆さまへ

大津市浜町１番38号
株式会社　滋賀銀行
取締役頭取　高　橋　祥二郎

第129期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　また、このたびの熊本地震で被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。
　さて、当行第129期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年６月23日（木曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】
　パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行の議決権行使サイト（ http：//www.evote. jp/ ）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。
　なお、お手続きに際しましては、40頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　大津市浜町１番38号
当行本店２階ホール
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

3. 目的事項

報告事項　1. 第129期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第129期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役１名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

【複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い】

（1）書面（議決権行使書）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による行使の内容を有効といたします。

（2）電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主ではない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
3. 次の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（ http：//www.shigagin.com/investor/ ）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
   ①連結計算書類の連結注記表
   ②計算書類の個別注記表
   したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（ http：//www.shigagin.com/investor/ ）においてお知らせさせていただきます。
5. 当日当行役職員は、地球温暖化防止の一環として、軽装（エコスタイル）でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

（添付書類）

第129期 事業報告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１　当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行グループは、当行ならびに子会社及び子法人等の計10社で構成され、滋賀県を中心に本店ほか、支店・出張所等において銀行業及びその他銀行業に付随する業務を営んでおります。

（金融経済環境）

当年度における我が国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融緩和政策の効果により、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、年度後半には世界経済の先行き不透明感が強まるなど、本格的な景気回復に向けては依然として懸念材料が残る状況となりました。

滋賀県内では、需要面の一部で堅調な動きが続いているものの、新興国の景気減速などの影響から、企業の生産活動は全体的に伸び悩み、県内景気は緩やかな回復基調のなかで、一進一退の足踏み状態にあると考えられます。金融面では、金融機関のコンサルティング機能の発揮を通じた成長支援、経営支援の取り組みが継続されました。

（事業の経過及び成果）

当行は、平成25年４月よりスタートさせました第５次長期経営計画（名称：「For the Future with You」～お客さまと地域の持続可能な成長のために～）において、今後10年を展望した基本ビジョン（あるべき姿）を「お客さま・地域とともに未来へ歩む銀行」とし、「お客さま満足度向上への意識改革・行動改革」をメインテーマに取り組み、「地域社会との共存共栄」の実現による当行の企業価値向上に努めてまいりました。

＜地方創生、地域活性化の取り組み＞

当行は、平成25年４月に地域振興室を新設し、全店の支店長を地方創生の推進責任者とするなど、全行をあげて地方創生に取り組んでまいりました。

昨年７月には、長浜市の総合戦略に合わせて、まちなかへの居住を促すための「長浜町家住宅ローン」を、また昨年11月には、近江八幡市と連携し、伝統的建造物群保存地区の景観保全に貢献する「おうみはちまん町並み保存ローン」の取り扱いを開始いたしました。

昨年10月に開催いたしました「しがぎん地方創生セミナー2015」では、滋賀県内の全自治体職員ならびに京都市職員に参加いただき、RESAS（地域経済分析システム）や空き家バンクの活用方法、当行グループの地方創生に向けた支援施策等を紹介いたしました。

総務省が所管する「地域経済循環創造事業交付金」について、自治体、民間事業者に積極的な提案を行いました結果、昨年度は３事業が本交付金の採択を受けました。これにより、当行が関与いたしました本交付金の採択累計は13事業となりました。引き続き、産学官・金の連携により、地方創生をより一層推進してまいります。

＜個人のお客さま向けの取り組み＞

当行は、昨年４月に「守山パーソナル」を設置し、資産運用や住宅ローンなどの総合的なライフプランの相談が休日も可能な窓口を増設いたしました。また、貯蓄から投資への流れが広がるなか、「ジュニアＮＩＳＡ」の口座開設の受付を今年１月から開始いたしました。

お客さまの利便性向上のため、昨年４月にインターネットバンキング（「しがぎん」ダイレクト）をリニューアルし、無担保ローンのお申込みからご融資金の入金までの手続きをスマートフォンで行えるよう「スマートフォン専用画面」を新設いたしました。さらに、今年３月からは滋賀県内に本店を置く５金融機関および京都中央信用金庫と平日８時45分～18時までＡＴＭのお引き出し手数料を相互に無料とするサービスを開始いたしました。昨年12月にはソフトバンクロボティクス株式会社が開発・提供する人型ロボット「Pepper(ペッパー)」を採用し、お客さまとの新たなコミュニケーションを築いております。

＜法人・事業者のお客さま向けの取り組み＞

当行は、企業のライフサイクルに応じて、事業承継対策やM&A等のご提案を行い、お取引先の更なる発展に向けたコンサルティングに取り組んでまいりました。

ニュービジネスの種をまき、芽を育て、花を咲かせるために、「サタデー起業塾」によるビジネスヒントの提供に加え、「ニュービジネスサポート資金」「しがぎん成長戦略ファンド」等のファイナンス提供に取り組みました。また、「しが６次産業化ファンド」による出資や「クラウドファンディング」等の多様な金融手法で、地域ブランドの魅力向上や地域資源を利用した新商品・サービスの提供に取り組むお取引先のサポートを行いました。

近畿の地方銀行で唯一の国際統一基準行として、国内営業店・国際部と香港支店、上海(中国)・バンコク（タイ）の両駐在員事務所が連携し、お取引先の海外ビジネスをサポートしてまいりました。昨年５月にはイスラム市場への展開サポートのため一般社団法人ハラル・ジャパン協会と業務提携し、今年３月には海外展開資金のご融資のため、株式会社国際協力銀行とのクレジットライン設定の一般協定を締結いたしました。

また、お取引先の永続的な経営基盤の構築や企業価値向上を目指し、格付プロセスを通じて把握したお取引先の「強み」「弱み」を共有した上で問題解決や財務改善を図る、「格付コミュニケーション・サービス」を実施するとともに、当行に蓄積された知見を積極的に活用し、お取引先の事業性、将来性を適切に評価した上で、担保や保証に過度に依存しない融資の強化に取り組んでおります。

当行は、今後も「お取引先の成長なくして当行の成長なし」の信念のもと、保有する豊富なソリューション機能やネットワークを活用して、付加価値の高い金融サービスをご提供することにより、お取引先との更なる「共存共栄」を目指してまいります。

＜CSRの取り組み＞

当行は、行是「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」の精神を原点とし、CSR憲章（経営理念）に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」の実践に努めております。

また、CSR（企業の社会的責任）を「社会の持続可能な発展のために、社会の一員である当行が果たすべき責任」と位置づけ、「環境」「福祉」「文化」を３本柱としたCSR活動を展開しております。

当行は、環境省認定の「エコ・ファースト企業」として、「お金の流れで地球環境を守る」との気概で「環境経営」を実践し、持続可能な社会の実現に向けて取り組みを強化いたします。

今後も皆さまと手を携え、本業を通じて地域の社会的課題を解決し、これまでのCSRをさらに戦略的に深化させることにより「共有価値」を創造してまいります。

＜平成27年度の連結業績＞

以上のように、当行は、株主の皆さまをはじめ地域のお客さまのご理解とご支援を賜りながら、営業活動を行ってまいりました結果、平成27年度の連結決算は次のとおりとなりました。

まず、預金等（譲渡性預金含む）につきましては、法人預金・個人預金ともに伸び、期末残高は期中403億円増加し、４兆4,158億円となりました。

また、貸出金につきましては、地域金融機関の強みを活かしたリレーションシップ・バンキングの推進により多様な資金ニーズへの対応に努めた結果、期末残高は事業性貸出・消費者向け貸出・地公体向け貸出の全てで増加し、全体で期中2,060億円増加し、３兆2,577億円となりました。

一方、有価証券につきましては、市場の動向を十分注視しつつ効率的な運用に努めました結果、期末残高は期中1,130億円減少し、１兆4,289億円となりました。

収益面では、貸出金利回りの低下によって資金運用収益が減少する等、厳しい環境が続いておりますが、債券売却益の増加等により、経常収益は前年度比73億45百万円増加して、958億44百万円となりました。費用面では、金融派生商品費用や貸倒引当金繰入額等が増加し、経常費用は前年度比93億86百万円増加して、733億９百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前年度比20億41百万円減益の225億35百万円となりましたが、法人税等の負担額が減少したため、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比18億32百万円増益の155億8百万円となり、過去最高益となりました。

＜第５次長期経営計画の総括＞

なお、平成25年４月よりスタートさせました第５次長期経営計画（期間：３年間：平成25年４月～平成28年３月）において、次の経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでまいりました。当計画における達成度は下表のとおりです。

■挑戦指標

	平成28年３月期計画	平成28年３月期実績
【収益性】ＲＯＥ（連結）	3.0%以上	4.52%
【効率性】ＯＨＲ（単体）	70%未満	69.97%
【健全性】普通株式等Tier1比率（連結）	10.0%以上	13.28%
【ＣＳＲ】温室効果ガス排出量削減	（※）20%削減	35.09%削減

（※）2013年度から2015年度の３年間平均で2006年度比較20%削減

■地域貢献目標

	平成28年３月期計画	平成28年３月期実績
預金等期末残高（単体）	43,000億円	44,301億円
総貸出金期末残高（単体）	30,000億円	32,675億円

地域密着型金融の推進	第５次長期経営計画 目標（累計）	平成28年３月期 実績（累計）
【ネットワーク】格付ＣＳ実施先数（※）	3,200先	3,496先
【ネットワーク】ビジネスマッチング商談件数	3,000件	4,111件
【アジア】海外ビジネスサポート件数	4,300件	6,010件
【ＣＳＲ】ボランティア活動参加延べ人数	7,500名	7,739名

（※）格付ＣＳ：格付コミュニケーション・サービス

第５次長期経営計画において、「お客さまのニーズを起点にした営業活動」を定着させ、「お客さまに合ったソリューションの提供」に地道に取り組んでまいりました結果、挑戦指標や地域貢献目標につきましては、全ての項目において当初計画を達成することができました。

（対処すべき課題）

人口減少や少子高齢化、ネット社会の急速な進展、AI・IoTの技術革新などを背景に、人口動態や社会構造・経済構造の変化はさらに加速化していくことが予想されます。

また、１月に導入されました「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」による歴史的な低金利環境や中国をはじめとする新興国・資源国経済を中心とした海外経済の減速懸念、国内景気の先行き不透明感など、当行を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このような状況のなか、当行は、企業価値・存在価値をさらに高めるため、第６次中期経営計画「チェンジ＆チャレンジ」（期間：３年間：平成28年４月～平成31年３月）を策定し、グループの総力をあげて「３つのチェンジ」（①お客さま対応スピードのチェンジ　②組織運営スピードのチェンジ　③コスト構造のチェンジ）と「５つの挑戦」（①地方創生への挑戦　②トップライン増強への挑戦　③生産性向上への挑戦　④強靭な経営基盤構築への挑戦　⑤戦略的CSRへの挑戦）に取り組むことを決意いたしました。当行はこの計画の実践を通じて、地域、お客さまの成長を牽引し、CSR憲章（経営理念）に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（2）企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
連結経常収益	888	882	884	958
連結経常利益	143	195	245	225
親会社株主に帰属する当期純利益	55	110	136	155
連結包括利益	210	250	631	△14
連結純資産額	2,675	2,924	3,498	3,467
連結総資産	46,620	47,774	49,969	50,254

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金	40,949	41,670	42,856	43,353
定期性預金	21,353	21,206	21,009	20,685
その他	19,595	20,463	21,846	22,668
貸出金	28,294	29,248	30,605	32,675
個人向け	7,658	7,965	8,102	8,290
中小企業向け	12,000	11,929	12,446	13,455
その他	8,636	9,354	10,055	10,928
商品有価証券	4	8	2	2
有価証券	14,855	14,212	15,407	14,275
国債	4,934	4,611	4,777	4,182
その他	9,921	9,600	10,629	10,092
総資産	46,405	47,558	49,746	50,016
内国為替取扱高	192,292	194,576	203,243	199,482
外国為替取扱高	百万ドル 2,875	百万ドル 2,593	百万ドル 2,228	百万ドル 2,113
経常利益	百万円 12,569	百万円 17,432	百万円 22,208	百万円 20,889
当期純利益	百万円 4,822	百万円 10,188	百万円 12,572	百万円 14,794
1株当たり当期純利益	円 銭 18 27	円 銭 38 61	円 銭 47 69	円 銭 56 83

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,468人	2,479人

（注）1. 使用人数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）であります。
2. 使用人数は、海外の現地採用を含み、嘱託及び臨時雇員1,247人を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

銀行業

(イ) 営業所数の推移

当行：

国内：本店、京都支店、大阪支店、東京支店、ほか132店（前年度末136店）

海外：香港支店（前年度末１店）

国内の営業所数には、当行の100％出資子会社である銀行代理店の営業所16店(前年度末14店) を含んでおります。また、上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を２か所 (前年度末２か所)、店舗外現金自動設備を165か所 (前年度末164か所) 設置しております。

このほか、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を20,846か所(前年度末19,452か所)、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を13,436か所 (前年度末13,107か所)、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を11,164か所 (前年度末10,778か所)、それぞれ設置しております。

しがぎんリース・キャピタル株式会社：大津本社ほか８営業所
しがぎんビジネスサービス株式会社：大津本社
しがぎんキャッシュサービス株式会社：大津本社
滋賀保証サービス株式会社：大津本社
しがぎんコンピュータサービス株式会社：大津本社
株式会社しがぎん経済文化センター：大津本社
株式会社滋賀ディーシーカード：大津本社
株式会社しがぎんジェーシービー：大津本社

(ロ) 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

なお、当年度において店舗外現金自動設備を６か所新設、５か所廃止いたしました。

このほか、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を2,027か所新設、633か所廃止、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を996か所新設、667か所廃止、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を929か所新設、543か所廃止いたしました。

(ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
しがぎん代理店株式会社	大津市浜町１番38号	―

(ニ) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	6,509

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　容	金　　額
店舗用地の購入	12
店舗等の新設・改修	1,988
事務機器等の購入	2,219
コンピュータ（ソフトウェア）開発・購入	2,289
合　計	6,509

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
しがぎんビジネスサービス株式会社	大津市浜町1番38号	事務代行業務、不動産管理業務	昭和54年7月11日	40	100.00	
しがぎん代理店株式会社	大津市浜町1番38号	銀行代理店業務	昭和61年8月1日	40	100.00	
しがぎんキャッシュサービス株式会社	大津市浜町1番38号	現金精査・整理、ＡＴＭ管理業務	平成５年7月９日	10	100.00	
滋賀保証サービス株式会社	大津市浜町1番38号	信用保証業務、貸出担保評価・管理業務	平成16年4月1日	60	100.00	
しがぎんコンピュータサービス株式会社	大津市浜町1番38号	事務計算受託業務	昭和52年4月1日	20	100.00 (50.13)	
株式会社しがぎん経済文化センター	大津市浜町1番38号	コンサルティング業務	昭和59年3月21日	10	100.00 (95.00)	
株式会社滋賀ディーシーカード	大津市浜町1番10号	クレジットカード業務、信用保証業務	昭和60年4月1日	30	89.79 (43.87)	
しがぎんリース・キャピタル株式会社	大津市浜町4番28号	リース、投資業務	昭和60年5月1日	31	43.14 (38.18)	
株式会社しがぎんジェーシービー	大津市浜町4番28号	クレジットカード業務	平成３年4月4日	30	94.91 (46.61)	

（注）1. 資本金の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の（　）内は、間接所有割合（内書き）であります。
4. 上記９社は、連結子会社及び子法人等であります。また上記以外に非連結の子会社及び子法人等（持分法非適用）が５社あります。

〔重要な業務提携の概況〕

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大　道　良　夫	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
高　橋　祥二郎	取締役副頭取（代表取締役） 総合企画部担当		
奥　　博	専務取締役（代表取締役） 人事部・市場金融部担当		
児　玉　伸　一	常務取締役 営業統轄部・国際部担当		
今　井　悦　夫	常務取締役 秘書室・審査部担当		
林　　一　義	常務取締役 業務統轄部・システム部担当		
十二里　和　彦	常務取締役 本店営業部長		平成28年３月31日 辞任により退任
大　野　恭　永	常務取締役 経営管理部・総務部担当		
若　林　岩　男	取締役 市場金融部長		
長谷川　雅　人	取締役 監査部長		
森　本　　勝	取締役 京都支店長		
小八木　一　男	取締役 東京支店長		
西　　基　宏	取締役 大阪支店長		
西　藤　崇　浩	取締役 審査部長		
引　馬　　滋	取締役（非常勤） （社外取締役）		

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
辻　田　素　子	取締役（非常勤） （社外取締役）	・龍谷大学経済学部　教授	
西　澤　由紀夫	監査役（常勤）		
大　田　　伸	監査役（常勤）		
西　川　　聰	監査役（非常勤） （社外監査役）		
安　井　　肇	監査役（非常勤） （社外監査役）	・株式会社安井アソシエイツ 代表取締役社長 ・ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社　顧問	

（注）1. 大道良夫氏は平成28年４月１日付で取締役会長に就任、高橋祥二郎氏は平成28年４月１日付で取締役頭取（代表取締役）に就任しております。
2. 取締役引馬滋氏、取締役辻田素子氏、監査役西川聰氏及び監査役安井肇氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（当年度中に退任した役員）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
吉　田　郁　雄	専務取締役（代表取締役） 総務部・市場金融部担当		平成27年６月25日 任期満了により退任
岩　﨑　　博	取締役 システム部長兼総合企画部 ＩＣＴ戦略室参与		平成27年６月25日 任期満了により退任

（注）当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

（金額単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　　酬　　等
取　締　役	18人	314　(―)
会 計 参 与	―	―　(―)
監　査　役	4人	53　(―)
執　行　役	―	―　(―)
計	22人	368　(―)

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねている場合における使用人としての報酬等の金額は合計107百万円（うち報酬以外の金額（使用人賞与）42百万円）であります。
3. （ ）内は、報酬以外の金額であります。
4. 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額は504百万円（月額42百万円）であります。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は100百万円であります。
5. 上記の報酬等の金額には、当該事業年度に計上した取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等39百万円（取締役16名）を含んでおります。
6. 役員報酬の額又は算定方法の決定方針

①内容

社内取締役の報酬については、役位・就任年を基にした固定報酬、ならびに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬で構成しております。また、社外取締役および監査役については、役位・就任年を基にした固定報酬のみとしております。

②決定方法

固定報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

また、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬については、株主総会で定められた範囲で取締役会の決議により決定しております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
引馬　滋 辻田素子 西川　聰 安井　肇	・社外取締役及び社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
辻田素子	龍谷大学経済学部　教授
安井　肇	株式会社安井アソシエイツ　代表取締役社長 あらた監査法人（現 ＰｗＣあらた監査法人）顧問（平成27年６月退任） ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社　顧問

（注）1. 辻田素子氏が教授を務める龍谷大学とは預金取引等の営業上の取引関係があります。
2. 安井肇氏が代表取締役を務める株式会社安井アソシエイツと当行との間には、特別な関係はありません。
3. 安井肇氏が顧問を務めるあらた監査法人（現 ＰｗＣあらた監査法人）と当行との間には、特別な関係はありません。
4. 安井肇氏が顧問を務めるジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社と当行との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
引　馬　　滋	１年９月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100％) しております。	取締役会では主に日本銀行及び他の法人における豊富な経験を活かして発言を行っております。
辻　田　素　子	０年９月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会10回中10回出席(出席率100％) しております。	取締役会では大学教授として専門的な知識と地域経済に関する知見を活かして発言を行っております。
西　川　　聰	３年９月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100％)、また監査役会へは定例監査役会13回中13回出席（出席率100％）しております。	取締役会では主に大蔵省（現財務省）及び他の法人における豊富な経験を活かして発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
安　井　　肇	１年９月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100％)、また監査役会へは定例監査役会13回中13回出席（出席率100％）しております。	取締役会では主に日本銀行及び他の法人における豊富な経験を活かして発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
社外取締役	２人	12　(―)	―
社外監査役	２人	11　(―)	―
報酬等の合計	４人	23　(―)	―

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　　2.　（　）内は、報酬以外の金額であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4　当行の株式に関する事項

(1) 株式数　　発行可能株式総数　500,000千株
発行済株式の総数　265,450千株

(2) 当年度末株主数　12,022名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,154　千株	5.05　%
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	9,523	3.65
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	9,518	3.65
日本生命保険相互会社	8,054	3.09
明治安田生命保険相互会社	7,999	3.07
滋賀銀行従業員持株会	6,692	2.57
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	5,807	2.23
株式会社みずほ銀行	5,600	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	5,020	1.92
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	4,368	1.67

5　当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役（注）	①名称	第１回新株予約権	12名
	②新株予約権の割当日	平成25年８月20日	
	③新株予約権の数	613個	
	④目的となる株式の種類及び数	当行普通株式　61,300株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成25年８月21日～平成55年８月20日	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。	
	①名称	第２回新株予約権	14名
	②新株予約権の割当日	平成26年８月20日	
	③新株予約権の数	624個	
	④目的となる株式の種類及び数	当行普通株式　62,400株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成26年８月21日～平成56年８月20日	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。	
	①名称	第３回新株予約権	14名
	②新株予約権の割当日	平成27年８月20日	
	③新株予約権の数	614個	
	④目的となる株式の種類及び数	当行普通株式　61,400株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成27年８月21日～平成57年８月20日	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。	

（注）社外役員を除く

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成27年３月23日発行）に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

新株予約権の割当日	平成27年３月23日
新株予約権の数	2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数
目的となる株式の種類及び数	普通株式33,613,445株
１株あたりの転換価額	5.95米ドル
行使期間	平成27年４月７日から平成32年６月９日まで
新株予約権付社債の残高	200,000千米ドル

（注）平成28年６月24日開催の定時株主総会において、第129期（平成28年３月期）の期末配当額を１株につき４円50銭とする剰余金配当議案を上程する予定であります。本議案の承認をもって、第129期（平成28年３月期）の年間配当額が１株につき８円と決定され、2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）の転換価額調整条項に従い、平成28年４月１日に遡って「１株あたりの転換価額」が5.95米ドルから5.925米ドルに調整されます。
また、調整後の「目的となる株式の種類及び数」は普通株式33,755,274株となります。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　木村　文彦 指定有限責任社員　松崎　雅則 指定有限責任社員　鈴木　朋之	65	(報酬等について監査役会が会社法第399条第１項の同意をした理由) 当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。 (会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容) 自己資本比率算定プロセスの助言、指導業務

（注）1. 上記の監査法人に対して、当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は76百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、法令に定める事由又は会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当行取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

ロ　銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をした事実

該当事項はありません。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

8　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行グループは、ＣＳＲ（企業の社会的責任）を企業経営の要諦と位置づけ、当行グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり構築しております。また、変化する経営環境に適切に対応するため、適宜必要に応じて体制の見直しを行っております。

①　当行並びに子会社及び子法人等の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当行並びに子会社及び子法人等の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行グループ企業は、コンプライアンス体制の整備、並びに規程類の制定、使用人の教育訓練を行い、グループ全体としてのコンプライアンス体制を構築しております。

当行の経営管理部はコンプライアンス統轄部署として、グループ企業のコンプライアンス体制の整備、規程類の制定、使用人の教育や訓練に、必要に応じ助言や指導を行っております。

当行の総合企画部及び所管部は各グループ企業における日常のコンプライアンス実施状況を把握し、必要に応じ助言や指導を行っております。

また、当行グループでは全ての役職員が利用できる「内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）」を整備しております。

②　当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は取締役会、常務会、その他重要な諸会議の議事録やその他の経営上の重要な文書・情報の保存及び管理方法を「事務取扱要領」で定め、適切に管理しております。

③　当行並びに子会社及び子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は基本規程である「リスク管理規程」を定め、これに基づいて主要なリスク毎に具体的な管理体制を構築するとともに、リスク管理の統轄部署を経営管理部と定め、統合的リスク管理を行っております。リスク管理に関する重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。

当行グループのリスク管理に関しては、当行の総合企画部がリスク管理規程に基づき、各リスク所管部と連携し、その保有するリスクに応じて適切に管理を行っております。

当行の総合企画部はグループ企業からの報告、もしくは銀行のモニタリング等の結果に基づき、リスクの状況を適切に把握し、それが銀行の経営に重要な影響を与えると判断した場合は常務会及び必要に応じて取締役会に報告を行う体制を整備しております。

④ 当行並びに子会社及び子法人等の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行グループ企業では、取締役の職務執行を効率的に行うため、「取締役会規程」で取締役会での決議事項を明確に定めております。また、当行では取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を役付取締役で構成される常務会に委任しております。

役付取締役については、担当業務を定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

長期経営計画において連結での経営指標を掲げ、グループとしての効率化に努めております。

⑤ 子会社及び子法人等の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告体制その他の当行並びに子会社及び子法人等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は当行グループにおける業務の適正を確保するため、当行グループを一体と考え、グループ全体が同等の水準で法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を構築しております。

当行グループは「関連会社管理・運営規程」を定め、コンプライアンス、顧客保護、リスク管理等について、グループ横断的に統一された管理体制の構築を目指しております。

各グループ企業の代表取締役は全部課店長会やＣＳＲ委員会等の重要な会議に出席しております。

当行の監査役及び監査部はグループ企業に対しても定期的に業務監査を行っております。

各グループ企業に対し、四半期ごとの財務・業績の概況並びに決算状況の他、当行が求めた場合には一定の事項を報告することを義務付けております。

⑥ 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当行は監査役の職務を補助する業務執行取締役から独立した使用人を常設し、監査役の職務を遂行するために十分な体制を構築しております。

監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行うものとしております。

監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い業務を遂行する方針を定めております。

⑦ 当行の取締役及び使用人並びに子会社及び子法人等の取締役、監査役及び使用人（これらから報告を受けた者を含む）が当行監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び当該報告をした者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の監査役はグループ企業の経営状態を十分に把握し、監査役としての業務執行の実効性を確保するため、各企業の主要な会議にも出席しております。

また、当行監査役は当行代表取締役と定期的な意見交換会を開催しております。

各グループ企業で作成する稟議書やその他の重要な報告は当行監査役にも回付するなど、監査役に報告するための体制を整備しております。

全てのグループ企業職員が利用できる内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）を整備しており、通報内容は当行監査役に報告されております。なお、通報したことを理由に不利益な扱いを行うことは禁止されております。

⑧ 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づき費用の前払いの請求等をしたときは、その職務に必要でないと認める場合を除き、速やかに支払う方針を定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

６カ月毎に定めたコンプライアンス・プログラムに従い、銀行の守秘義務、社会人としての良識、マイナンバーの取扱い、優越的地位の濫用防止のための職員意識の向上等に努めてまいりました。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に備え、「特定個人情報等の取扱に関する基本方針」を制定するとともに、個人番号の適正な取得、利用等が可能な態勢を整備しております。

② リスク管理体制

当行は「リスク管理規程」に基づき、半期毎に取締役会において、戦略目標をふまえた具体的なリスク管理に係る方針である「自己資本管理ならびにリスク管理方針」を決議しております。

また、自己資本比率規制にかかる各種指標やリスク量の状況等の事項について取締役会へ年４回報告しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は定例取締役会を12回開催しております。また、取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を委任されている常務会を68回開催しております。

また当行の役付取締役については、担当業務、担当エリアを定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

なお、取締役の職務執行を効率的に行うため、平成27年６月25日に「取締役会規程」の見直しを行い、取締役会における議案数の削減に努めております。

④ 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

各グループ企業の代表取締役は当行の全部課店長会、ＣＳＲ委員会に出席しております。

また、当行の役付取締役とグループ企業の代表取締役が出席する関連会社社長会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と対応方針について討議しております。

加えて、当行監査役及び監査部が各グループ企業に対する業務監査を実施し、当行グループにおける業務の適正を確保するための体制構築に努めております。

⑤ 監査役の職務執行について

当行の監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行っております。

当行は平成27年６月25日より監査役の職務を補助する取締役から独立した使用人を常設しております。

当行の監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を４回実施しております。また、内部監査部門との間で積極的な連携を図るため毎月１回会合を開催するとともに、会計監査人との間でも定期的な意見交換を実施しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

（平成28年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	187,959	預金	4,331,151
コールローン及び買入手形	642	譲渡性預金	84,722
買入金銭債権	5,769	コールマネー及び売渡手形	51,284
商品有価証券	201	債券貸借取引受入担保金	26,937
金銭の信託	8,724	借用金	50,509
有価証券	1,428,917	外国為替	54
貸出金	3,257,723	新株予約権付社債	22,536
外国為替	8,778	その他負債	37,143
その他資産	70,381	退職給付に係る負債	13,417
有形固定資産	58,626	役員退職慰労引当金	12
建物	15,221	睡眠預金払戻損失引当金	911
土地	38,611	利息返還損失引当金	73
建設仮勘定	1,310	偶発損失引当金	217
その他の有形固定資産	3,482	繰延税金負債	26,539
無形固定資産	3,479	再評価に係る繰延税金負債	7,337
ソフトウェア	3,308	支払承諾	25,862
その他の無形固定資産	170	**負債の部合計**	**4,678,711**
繰延税金資産	697	（純資産の部）	
支払承諾見返	25,862	資本金	33,076
貸倒引当金	△32,339	資本剰余金	23,966
		利益剰余金	172,152
		自己株式	△3,490
		株主資本合計	**225,705**
		その他有価証券評価差額金	106,243
		繰延ヘッジ損益	△1,660
		土地再評価差額金	11,798
		退職給付に係る調整累計額	△820
		その他の包括利益累計額合計	**115,560**
		新株予約権	**98**
		非支配株主持分	**5,350**
		純資産の部合計	**346,714**
資産の部合計	**5,025,426**	**負債及び純資産の部合計**	**5,025,426**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**95,844**
資金運用収益	**52,930**	
貸出金利息	39,810	
有価証券利息配当金	12,805	
コールローン利息及び買入手形利息	64	
預け金利息	138	
その他の受入利息	112	
役務取引等収益	**13,992**	
その他業務収益	**23,957**	
その他経常収益	**4,963**	
償却債権取立益	434	
その他の経常収益	4,528	
経常費用		**73,309**
資金調達費用	**3,482**	
預金利息	2,120	
譲渡性預金利息	97	
コールマネー利息及び売渡手形利息	295	
債券貸借取引支払利息	203	
借用金利息	594	
その他の支払利息	170	
役務取引等費用	**4,430**	
その他業務費用	**18,182**	
営業経費	**43,605**	
その他経常費用	**3,608**	
貸倒引当金繰入額	2,365	
その他の経常費用	1,242	
経常利益		**22,535**
特別利益		**96**
固定資産処分益	**96**	
特別損失		**311**
固定資産処分損	**100**	
減損損失	**210**	
税金等調整前当期純利益		**22,319**
法人税、住民税及び事業税	**6,357**	
法人税等調整額	**103**	
法人税等合計		**6,461**
当期純利益		**15,858**
非支配株主に帰属する当期純利益		**349**
親会社株主に帰属する当期純利益		**15,508**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	23,968	157,989	△3,486	211,548
当期変動額					
剰余金の配当			△1,692		△1,692
親会社株主に帰属する当期純利益			15,508		15,508
自己株式の取得				△17	△17
自己株式の処分		△2		14	11
土地再評価差額金の取崩			346		346
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	△2	14,163	△3	14,157
当期末残高	33,076	23,966	172,152	△3,490	225,705

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	115,988	△704	11,756	6,241	133,281	69	4,951	349,851
当期変動額								
剰余金の配当								△1,692
親会社株主に帰属する当期純利益								15,508
自己株式の取得								△17
自己株式の処分								11
土地再評価差額金の取崩								346
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,745	△955	41	△7,062	△17,721	28	398	△17,294
当期変動額合計	△9,745	△955	41	△7,062	△17,721	28	398	△3,137
当期末残高	106,243	△1,660	11,798	△820	115,560	98	5,350	346,714

第129期末（平成28年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	187,888	預金	4,335,333
現金	36,511	当座預金	148,392
預け金	151,377	普通預金	1,964,375
コールローン	642	貯蓄預金	24,786
買入金銭債権	5,769	通知預金	47,661
商品有価証券	201	定期預金	2,068,525
商品国債	123	定期積金	4
商品地方債	78	その他の預金	81,587
金銭の信託	8,724	譲渡性預金	94,822
有価証券	1,427,505	コールマネー	51,284
国債	418,273	債券貸借取引受入担保金	26,937
地方債	255,475	借用金	39,576
社債	391,557	借入金	39,576
株式	177,893	外国為替	54
その他の証券	184,305	売渡外国為替	41
貸出金	3,267,507	未払外国為替	13
割引手形	14,347	新株予約権付社債	22,536
手形貸付	107,946	その他負債	22,890
証書貸付	2,807,255	未払法人税等	3,867
当座貸越	337,958	未払費用	3,809
外国為替	8,778	前受収益	1,701
外国他店預け	7,282	従業員預り金	2,057
買入外国為替	3	給付補填備金	0
取立外国為替	1,492	融資派生商品	4,602
その他資産	37,600	リース債務	55
前払費用	101	その他の負債	6,796
未収収益	3,984	退職給付引当金	12,141
金融派生商品	3,127	睡眠預金払戻損失引当金	911
その他の資産	30,386	偶発損失引当金	217
有形固定資産	58,283	繰延税金負債	26,801
建物	15,016	再評価に係る繰延税金負債	7,337
土地	38,490	支払承諾	25,862
リース資産	55	負債の部合計	4,666,708
建設仮勘定	1,310	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	3,411	資本金	33,076
無形固定資産	3,344	資本剰余金	23,945
ソフトウェア	3,179	資本準備金	23,942
その他の無形固定資産	164	その他資本剰余金	3
支払承諾見返	25,862	利益剰余金	165,056
貸倒引当金	△30,493	利益準備金	9,134
		その他利益剰余金	155,922
		固定資産圧縮積立金	400
		固定資産圧縮特別勘定積立金	220
		別途積立金	139,493
		繰越利益剰余金	15,807
		自己株式	△3,490
		株主資本合計	218,589
		その他有価証券評価差額金	106,082
		繰延ヘッジ損益	△1,660
		土地再評価差額金	11,798
		評価・換算差額等合計	116,219
		新株予約権	98
		純資産の部合計	334,907
資産の部合計	5,001,616	負債及び純資産の部合計	5,001,616

第129期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**79,082**
資金運用収益	**52,891**	
貸出金利息	39,800	
有価証券利息配当金	12,783	
コールローン利息	64	
預け金利息	138	
その他の受入利息	105	
役務取引等収益	**11,715**	
受入為替手数料	3,228	
その他の役務収益	8,487	
その他業務収益	**9,514**	
外国為替売買益	593	
商品有価証券売買益	11	
国債等債券売却益	8,902	
その他の業務収益	5	
その他経常収益	**4,960**	
償却債権取立益	434	
株式等売却益	2,912	
金銭の信託運用益	134	
その他の経常収益	1,479	
経常費用		**58,193**
資金調達費用	**3,413**	
預金利息	2,123	
譲渡性預金利息	97	
コールマネー利息	295	
債券貸借取引支払利息	203	
借用金利息	522	
金利スワップ支払利息	150	
その他の支払利息	20	
役務取引等費用	**4,923**	
支払為替手数料	630	
その他の役務費用	4,293	
その他業務費用	**5,136**	
国債等債券売却損	277	
国債等債券償還損	669	
金融派生商品費用	4,184	
その他の業務費用	4	
営業経費	**41,793**	
その他経常費用	**2,926**	
貸倒引当金繰入額	1,754	
貸出金償却	557	
株式等売却損	76	
株式等償却	3	
金銭の信託運用損	4	
その他の経常費用	530	
経常利益		**20,889**
特別利益		**96**
固定資産処分益	**96**	
特別損失		**311**
固定資産処分損	**100**	
減損損失	**210**	
税引前当期純利益		**20,673**
法人税、住民税及び事業税	**5,712**	
法人税等調整額	**166**	
法人税等合計		**5,878**
当期純利益		**14,794**

第129期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	33,076	23,942	6	23,948	9,134	390	215	130,193	11,672	151,607
当期変動額										
剰余金の配当									△1,692	△1,692
固定資産圧縮積立金の積立						9			△9	―
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立							5		△5	―
別途積立金の積立								9,300	△9,300	―
当期純利益									14,794	14,794
自己株式の取得										
自己株式の処分			△2	△2						
土地再評価差額金の取崩									346	346
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	―	―	△2	△2	―	9	5	9,300	4,135	13,449
当期末残高	33,076	23,942	3	23,945	9,134	400	220	139,493	15,807	165,056

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,486	205,146	115,852	△704	11,756	126,904	69	332,120
当期変動額								
剰余金の配当		△1,692						△1,692
固定資産圧縮積立金の積立								
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立								
別途積立金の積立								
当期純利益		14,794						14,794
自己株式の取得	△17	△17						△17
自己株式の処分	14	11						11
土地再評価差額金の取崩		346						346
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△9,770	△955	41	△10,684	28	△10,655
当期変動額合計	△3	13,443	△9,770	△955	41	△10,684	28	2,787
当期末残高	△3,490	218,589	106,082	△1,660	11,798	116,219	98	334,907

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社　滋　賀　銀　行
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木　村　文　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　崎　雅　則	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　朋　之	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社　滋　賀　銀　行
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木　村　文　彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　崎　雅　則　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　朋　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社 滋賀銀行　監査役会

常勤監査役　西　澤　由紀夫　㊞

常勤監査役　大　田　　伸　㊞

社外監査役　西　川　　聰　㊞

社外監査役　安　井　　肇　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当行は「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境や将来の投資に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続しつつ、出来る限りの配当を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、株主の皆さまへの利益還元を図るため、当期の業績等を勘案し、普通配当３円50銭に特別配当１円を加え１株につき４円50銭とし、その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1．期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類

金銭

（2）配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき　４円50銭

総額　1,171,407,096円

（ご参考）昨年12月に中間配当として１株につき３円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当は１株につき２円増配の８円となります。

なお、普通配当を年間６円としてまいりましたが、株主の皆さまのご支援におこたえするため、年間７円といたします。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日

2．その他の剰余金の処分に関する事項

（1）増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　12,800,000,000円

（2）減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　12,800,000,000円

第２号議案　取締役１名選任の件

取締役十二里和彦氏は、平成28年３月31日をもって辞任されました。

また、本定時株主総会終結の時をもって、取締役児玉伸一氏および長谷川雅人氏は辞任されます。つきましては、取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当行定款の規定により、他の在任取締役の任期の満了する日までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株　式　数
新任 北川　正義（きたがわ　まさよし） （昭和36年11月22日生）	昭和59年４月　当行入行 平成21年６月　同 野洲支店長 平成23年６月　同 総合企画部長 平成27年６月　同 営業統轄部長（現任）	30,590株
＜取締役候補者とした理由＞ 営業店での支店長経験に加え、本部において経営企画部門、営業統轄部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者に選任しました。		

（注）北川正義氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役大田伸氏および西川聰氏は、任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	新任 長谷川（はせがわ）　雅人（まさと） （昭和32年４月２日生）	昭和56年４月　当行入行 平成20年６月　同 山科支店長 平成22年４月　同 業務統轄部長 平成24年６月　同 取締役監査部長（現任）	12,000株
	＜監査役候補者とした理由＞ 営業店での支店長経験に加え、本部において業務統轄部門、監査部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため監査役候補者に選任しました。		
2	再任 社外監査役 西川（にしかわ）　聰（さとし） （昭和22年11月18日生）	昭和46年４月　大蔵省（現財務省）入省 平成10年７月　理財局たばこ塩事業審議官 平成12年６月　同 退職 平成12年７月　都市基盤整備公団（現独立行政法人都市再生機構）理事 平成16年５月　同 退任 平成16年６月　株式会社名古屋証券取引所取締役副社長 平成21年６月　同 退任 平成21年６月　シダックス株式会社常務取締役 平成24年６月　同 退任 平成24年６月　当行社外監査役（現任）	0株
	＜監査役候補者とした理由＞ 大蔵省（現財務省）及び他の法人における豊富な経験、企業財務に関する深い知識ならびに金融に関する高い見識を有している。以上より、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため監査役候補者に選任しました。		

（注）1. 各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西川聰氏の当行の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年となります。
3. 当行は西川聰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役との責任限定契約については以下のとおりであります。
当行は、定款において社外監査役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当行は西川聰氏との間で、責任限定契約を締結しております。
本議案において西川聰氏の選任が承認された場合は、当行と同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。

【ご参考】独立性判断基準
社外取締役および社外監査役の独立性は、次のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。
①当行グループ会社の業務執行者
②当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当行の主要な取引先若しくはその業務執行者
③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
④最近において前記①から③までに該当していた者
⑤前記①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（http：//www. evote. jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は株式会社ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成28年６月23日（木曜日））午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http：//www. evote. jp/ ）において、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他の費用が必要になりますが、これらの費用も株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

4. お問い合わせ先（通話料無料）

（1）インターネットによる議決権行使におけるシステム等でご不明な場合のご連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120－173－027

[受付時間　9:00～21:00]

（2）上記以外の株式に関する各種お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

電話　0120－094－777

[受付時間　9:00～17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)]

＜機関投資家の皆さまへ＞

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

〔メ モ 欄〕

株主総会会場のご案内

場所／大津市浜町１番38号
当行本店２階ホール
電話(077)524－2141(代表)



交通：JR 大津駅下車徒歩12分
　　京阪 浜大津駅下車徒歩5分

※ 会場付近は、車両一方通行箇所が多いのでご注意ください。